



発行
東京都

目次

告示

- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………
- ……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………
- ……………（港湾局離島港湾部管理課）…

告示

●東京都告示第千五十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に宮城県仙台市及び岐阜県岐阜市を加える。
規約の変更の認可の年月日
令和五年八月九日

●東京都告示第千五十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三條第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道八王子町田線

二 指定する区間 町田市木曾町字五号四百九十四番二地

先から同市木曾東一丁目百二十九番一
地先まで

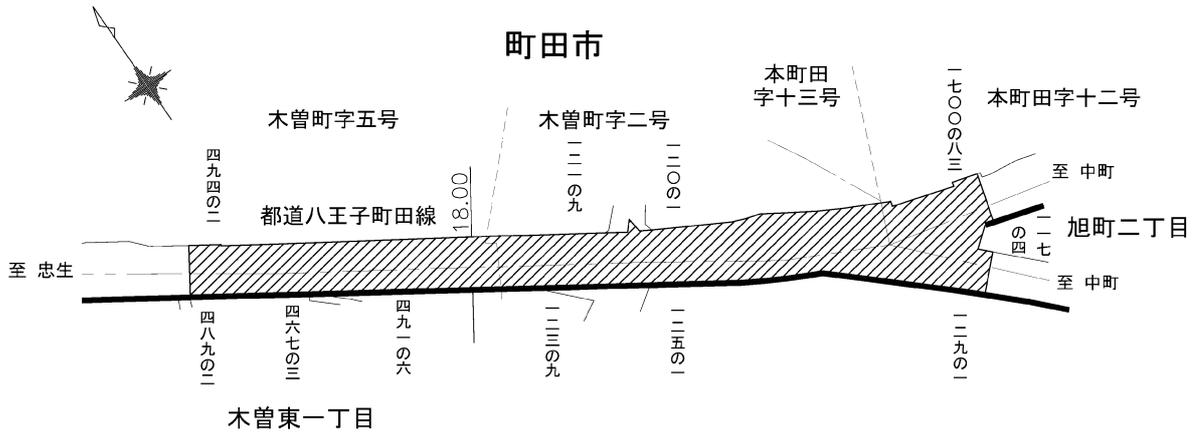
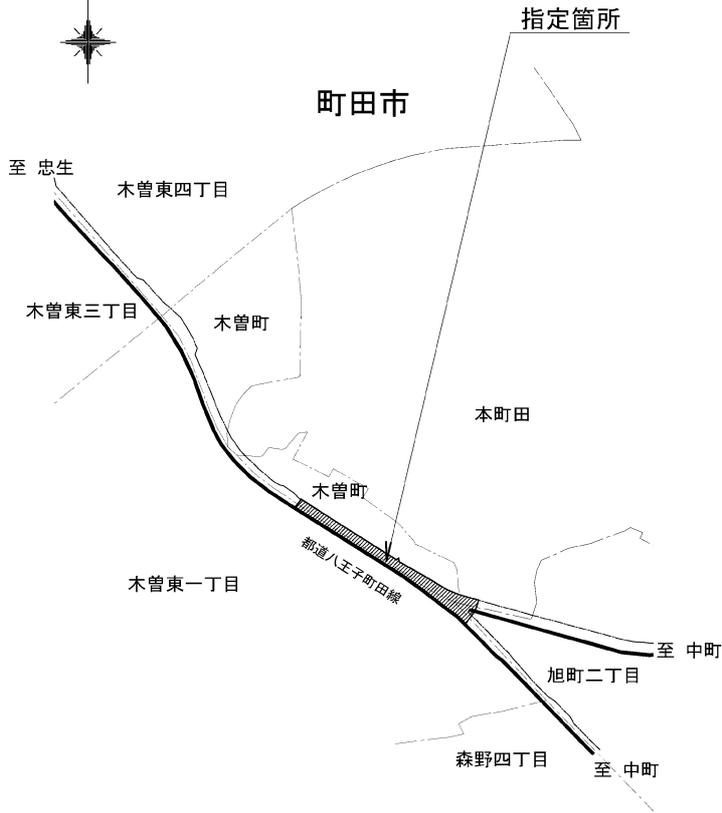
三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道八王子町田線
町田市木曾町〜木曾東一丁目

(電線共同溝予定名称 八王子町田・十二号)

延長 二七四・八〇メートル



●東京都告示第五十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二条第一項の規定に基づき、沖港港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十月三日

沖港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 しゅん功認可年月日

令和五年十月三日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

三 埋立区域

(一) 位置

小笠原村母島字静沢地先の沖港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点

基準点(北緯二六度三八分一九秒、東経一四二度〇九分三三秒)から二三二度五〇分二九秒四二・〇メートルの地点

②の地点

①の地点から一三〇度五四分四八秒一八・七三メートルの地点

③の地点

②の地点から四〇度四一分三六秒〇・七四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三〇度四〇分一三秒七・〇三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二〇度五四分二二秒一〇・二八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度五四分〇一秒二五・七四メートルの地点

(三) 面積

二五〇・三三平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号

令和二年八月三十一日 二港島管第六十四号

六 法第二十二条第三項の市町村

小笠原村

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

